

前橋地方裁判所委員会（第33回）議事概要

第1 日時 平成30年6月14日（木）午後1時30分～午後4時30分

第2 場所 前橋地方裁判所大会議室

第3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

阿部和也，大矢一，岡崎朋美，小渕喜代治，片山巖，新藤慶，鈴木秀行，武井和夫，塚越貴之，橋爪健，平木正洋（委員長），本多悦子，渡邊和義（説明者）

（説明者）

五十嵐亮二労働審判員，原田伸一前橋簡裁判事

（庶務等）

前橋地裁事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局次長，同民事次席書記官，同総務課長，前橋簡裁庶務課長，前橋地裁総務課課長補佐，同総務課庶務係長

第4 議題

「民事事件における市民参加について」

第5 議事等

1 開会

2 新任委員の紹介（平木委員，片山委員，渡邊委員）

3 委員長選出

委員の互選により委員長として平木委員が選任された。

4 議題①：「労働審判制度」について

(1) 労働審判制度の概要，労働審判手続の運営，労働審判員の役割等について，DVDの上映並びに渡邊委員及び五十嵐労働審判員から説明がされた。

(2) 意見交換

委員

労働審判制度は，本人が申立てをしやすい制度なのか，あるいは実際は代理人を付けないと難しい制度なのか，どちらでしょうか。

説明者（五十嵐労働審判員）

私の今までの経験では，ほぼ代理人を付けております。最初は代理人を付けていないけれども，途中で付けるという方もいます。当然相手方には代理人が付いていますので，

1人でやるというのは難しいかなという感じがします。中には弁護士ではなく労働組合がバックアップしているという方もいました。

委員

代理人として弁護士を頼むと、当然費用が発生すると思います。そこで、代理人を付けない少額訴訟の方が簡単にできるのかなという印象を受けました。

説明者（渡邊委員）

少額訴訟とは、簡易裁判所において数十万円程度の事件で利用される制度で、裁判官一人で行いますが、労働事件は専門的な知識を必要としますので、実質的な使いやすさからすると、申立人にとって専門的な委員が二人付いている労働審判制度の方が、自分の置かれた境遇や自分の主張が分かってもらいやすいと思っています。

委員

解決金額ですが、大体給料の何か月分といった基準はあるのでしょうか。

説明者（五十嵐労働審判員）

機械的に3か月分や4か月分といった基準はありません。

説明者（渡邊委員）

実際の例では、給料の月額を一つのカウントできる目安として、あと1か月分どうですかというようなやりとりで使うことはあります。

委員

労働審判手続で、3回以内で決着する率というのはどのくらいでしょうか。

説明者（渡邊委員）

ほとんどの事件は、3回以内で調停が成立したり、労働審判が異議なく確定したりして解決に至っています。労働審判手続では決着しなかった事件は、労働審判委員会が判決に相当する審判を出し、その審判に対して異議を述べた場合に通常の訴訟に移行する事件ということになります。お配りしました統計表の「労働審判事件の既済件数—終局事由別—」では、調停ができず労働審判で終わった事件は全体のうち16%であり、そのうちの約60%が訴訟に移行していますので、全体のうち約10%が訴訟に移行した事件ということになります。また、24条終了という、労働審判手続にはなじまない、例えば、話を聞いてみると通常訴訟で行うもので労働審判にふさわしくない事件であるとして終了させるものがありますが、それが4.5%ありますので、訴訟に移行した事件の10%と、24条終了した事件の4.5%を合わせて14.5

%ほどの事件が労働審判手続では決着がつかなかった事件であると考えていいかと思
います。

委員

労働審判制度において申立人が雇い主側になるというケースはあるのでしょうか。
例えば、円満に解雇したいので、労働審判で取り持ってもらいたいといったケースは
あるのでしょうか。

説明者（渡邊委員）

これから解雇したいというのは、まだ紛争が現実化していないということですので、
そういった事件はありません。

委員長

逆に従業員が業務違反行為をしたことにより会社が損害を受けたということで、労働
審判制度を利用して会社の側から従業員に損害賠償の申立てをするということはある
のでしょうか。

説明者（渡邊委員）

それは労働審判ではなく、訴訟でやっていただくことになります。労働審判制度では、
基本的に申立人は雇われている側ということになります。

委員

1期日当たりどのくらいの時間がかかるのでしょうか。

説明者（渡邊委員）

期日は大体午後2時を指定し、第1回期日ですと午後4時ないし4時半くらいに終わ
りますので、2時間から2時間半程度が第1回期日に要する時間です。ただし、労働審
判員の方には大体午後1時から1時半の間に裁判所にお越しいただき、事前に記録を読
んでいただき、午後1時半くらいから協議し、午後2時から実際の期日が始まります。
多くは第1回期日で成立しますが、続行して第2回期日になりますと、前回期日の経緯
を踏まえて調停を継続しますので、長くても30分から1時間程度となります。

委員

労働審判事件について、労働者側5、6人が同じ会社相手に残業代の請求を労働審判
で申し立てる際に、原則労働審判事件は併合を認めないとされているので、別々に申立
てをし、その証拠を出していますが、証拠が共通しているのであれば、併合して同じ勞
働審判員が担当する方が効率的であると思っています。また、併合を認めないにしても

記録を共通にするなどの方法がよいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

説明者（渡邊委員）

労働審判事件において解雇が問題になった場合、解雇事由が個別に違いますので、別々の事件とするのが裁判所の基本的な考え方です。ただし、人員整理による解雇事件の場合などは、おおむね解雇事由が共通する場合があります。この場合、当然個別の事情はあるでしょうが、一度に審理することはできますので、事前に裁判所に情報提供して相談していただければ、同じ分厚い書類をそれぞれに用意することは不合理ですし、裁判所の管理も困難ですので、事実上の併合を行うことも考えられると思います。これは、残業代の事案でも同じです。また、調停が成立せず、異議がなされたとしても、1つにまとめて審理することになります。

委員

労働審判事件の申立て先の裁判所はどのように決まるのでしょうか。また、申立ての期限として、解雇されてから何か月以内といった決まりはあるのでしょうか。

説明者（渡邊委員）

まず、申立て先の裁判所は、労働者に負担がないように、労務提供している土地、要するに労働者にとっては生活する場所を管轄する裁判所になります。本社が東京であろうが札幌であろうが、群馬で働いていれば群馬の裁判所に申し立てます。

また、申立ての期限ですが、賃金請求であれば、現在は時効期間が2年となりますので、期限は2年ということになります。よって、早く申立てをした方が良いということになります。

5 議題②：「民事調停制度」について

- (1) 民事調停制度の概略、民事調停委員の任命状況、手続の利用状況、広報等について、DVDの上映及び原田前橋簡裁判事から説明がされた。
- (2) 意見交換

委員

私は今年3月まで家事の調停委員をさせていただいておりました。

調停委員の人材発掘について、弁護士会は裁判所に調停委員を推薦しており、裁判所から弁護士会に推薦依頼が来ると推薦委員会が会議をして推薦しています。基準はないのですが、40歳以上で弁護士経験10年以上の人を推薦しています。ただし、調停委員に女性が少ないので、女性であれば40歳以上であれば10年の経験がなく

でも推薦しています。

調停制度の利用促進を図るには、申立てのハードルが低いことや、調停の結果に満足できるといったメリットの経験を蓄積することが大事だと思います。私の代理人としての経験でも、最終的に両者が握手するといったことがありましたので、その点で関係者が試行錯誤し、努力していかなければならないと思います。

調停制度の広報について、調停協会が調停相談会をすると相当の数が来ます。これは、開催について自治会の回覧板に載せてもらった効果が大きいのです。市役所に向いて、自治会長の会議でそのようなお願いをしています。前橋から始めて、高崎でも行っています。また、相談会のチラシに裁判所の名前を載せてもらえるようになり、非常に広報がやりやすくなりました。

委員

私は8年前から遺産分割を専門に調停委員をさせていただいております。

調停委員の人材発掘について、弁護士や司法書士については、団体から推薦されますので問題ないのではないかと思います。一方、一般公募では、農業の方、元学校の先生、お坊さん、お菓子屋さんといった方々がいらっしゃいます。この一般公募については、裁判所から積極的に募集しているわけではなく、応募してもらえば面接して採用するという事なので、裁判所がどのように確保されているかなと思っているのですが、一般公募の非常に義理人情に通じた人生経験の豊富な調停委員が、まだ明晰でお元気であっても70歳で任期終了となってしまうことがもったいないと思っています。人生百年時代と言われていきますので、人材活用の面から、任期为延長するなり任気に拘らずに働いていただくことが良いのではないかと感じています。また、調停委員で自主的に運営する調停協会は、定期的に研鑽のための研修や懇親会を行うなど一体感があり、そういった調停協会が果たす役割も大きいと感じています。

調停制度の利用促進及び広報について、調停制度は弁護士を入れずに本人が簡単にできる非常に利用しやすい制度であることを調停相談会など色々な場面で積極的に広報していくことが良いと思います。ただし、裁判所のホームページは、どこも同じ形で硬い記事が多いので、もう少し強く調停制度を打ち出しても良いのではないと感じています。

説明者（原田裁判官）

調停委員の一般公募につきましては、既に調停委員となっている方に対して、知人

等でふさわしい方や調停制度に関心をお持ちの方などを推薦いただくよう声を掛けさせていただいています。

委員長

新聞報道によると保護司のなり手が少ないという記事を見ましたが、法務省において人材発掘で工夫されているようなことはあるのでしょうか。

委員

保護司の仕事は、お勤めされている方には難しく、余裕のある方でないとなかなか務まらないというのが現状です。

委員

調停委員の人材発掘について、県庁や民間会社において定年退職をした実力のある元気な方が応募してきたという話や、そういった方を対象に広報したという話を聞いたことがあります。

委員長

次に調停の利用件数についてですが、以前よりも広報を行っているにもかかわらず、利用件数が減っている原因が分からないので、適切な対応ができないことが悩ましいところです。

説明者（原田裁判官）

調停協会による調停相談会には多くの来場者があるにもかかわらず、いざ裁判所に行こうとすると少し慎重になってしまい、裁判所ではなく他の窓口機関へ行ってしまうということもあるようです。

委員

ADRが普及したのは確かだと思います。

委員

少額訴訟や労働審判に人が流れているということもあるのでしょうか。

委員

労働審判事件は、高止まりの状態です。調停制度の敷居は低くなってきていると思いますので、もっと広報活動を通じて利用していただいてもいいのかなと思います。

委員

法曹とは縁のない者としては、裁判所は最後の手段であるという気持ちがありますので、困ったことがあれば、まずは弁護士事務所や各種相談センターに行くと思いま

す。そういったところで、調停制度を紹介いただけると利用しやすいのかなと思います。

また、調停事件の減少の原因については、過払金といった一時的に利用が増加したテーマが落ち着いたといった要因も考えられますので、減少を一概に課題として捉えるのではなく、適正な利用状況になっているという可能性について考えてもいいのかなと思います。

委員

法テラスの代理人事務件数を10年前と比較してみると、件数が激減しています。これは、過払金や債務整理といった特定調停が激減したからです。つまり、調停事件の件数が減ったことは、適正な規模に戻っているということではないかと感じています。

委員長

若手の弁護士が増えていますので、その方たちにも調停制度を利用していただきたいと思っています。

6 次回のテーマについて

次回のテーマは、「裁判員制度の現状と課題」とされた。

7 次回の開催期日について

平成30年11月9日（金）午後1時30分